資産課税

資産課税においては住宅取得資金贈与の延長が図られました。相続税と贈与税を一体に捉えて課税する制度が創設されるのではないかと令和3年中に話題になりましたが、今回の改正では見送られました。

適用期日等: 令和4年1月1日以後の贈与について適用し、適用期間は令和5年12月31日までの2年間

住宅取得資金贈与【延長】---減税

適用期日等: 令和4年1月1日以後の贈与について適用し、適用期間は令和5年12月31日までの2年間

- ●適用期限を延長、契約締結時期にかかわらず非課税限度額を定める
- ●非課税限度額

良質な住宅家屋 1,000 万円 一般の住宅 500 万円 震災特例法の良質な住宅家屋 1,500 万円 震災特例法の一般の住宅 1,000 万円

●その他

受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる

その他

適用期日等:令和5年分以後の調書について適用

- ●非上場株式等に係る納税猶予の特例制度 特例承継計画の提出期限を令和6年3月31日まで1年延長
- ●財産債務調書制度の見直し
 - 1. 提出義務者の見直し 現行の提出義務者に加え、「その年の 12 月 31 日において有する財産の価額の合計額が 10 億円以上である 居住者 | を追加
- 2. 提出期限の見直し 提出期限をその年の翌年 6 月 30 日までとする (国外財産調書の提出期限についても同様とする)